

令和3年第3回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

令和3年9月2日(木) 開会

午前10時

1 応招議員 8名

1 番	松田 勝	2 番	増井 敬史
3 番	三浦 博	4 番	山岡 敏
5 番	福井 保夫	6 番	欠 員
7 番	浅野 勉	8 番	森田 瞳
9 番	大星 成司		

2 出席議員 8名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長 兼総合政策課長	富井 文枝	民 生 部 長	辻井 弘至
事 業 部 長	吉村 良昭	教 育 次 長	吉田 一弘
総 務 課 長	吉田 裕一	住 民 課 長	増田 篤人
健 康 福 祉 課 長	井上 育久	建 設 課 長	池田 佳永
上 下 水 道 課 長	廣瀬 好郁	会計管理者職務代理	中澤 章浩

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	富 士 青 美	議 会 事 務 局 長 補 佐	吉 川 明 宏
-------------	---------	-----------------	---------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 1号 安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 6 議案第 2号 安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 議案第 3号 安堵町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 4号 令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について
- 第 9 議案第 5号 令和3年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について
- 第10 議案第 6号 町道路線の認定について
- 第11 議案第 7号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について
- 第12 認定第 1号 令和2年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第 2号 令和2年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第 3号 令和2年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第 4号 令和2年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第 5号 令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第 6号 令和2年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第 7号 令和2年度安堵町水道事業会計決算の認定について
- 第19 認定第 8号 令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 報告第 1号 令和2年度決算に係る健全化判断比率報告書について
- 第21 報告第 2号 令和2年度決算に係る資金不足比率報告書について

開 会
午前10時00分

議長（福井保夫） おはようございます。

只今から、令和3年第3回安堵町議会定例会を開会します。

出席議員は8名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

はじめに、西本町長より開会にあたり御挨拶があります。

町長（西本安博） はい。

議長（福井保夫） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

町長（西本安博） 令和3年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

現在、地球規模で新型コロナウイルスの感染が拡大し、我が国においては第5波の真っ最中
でございます。緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置の発令が増加しているところでござい
ます。そのような折ではございますが、無観客で行われた東京オリンピックでは、数々の記録
を生み、史上最多の58個のメダルを獲得し、日本だけではなく世界中に感動の輪を沸かせて
くれました。加えてパラリンピックも終盤を迎えようとしているところでございます。

そのような折ではございますが、赤トンボが飛び交うようになり、ようやく、少しずつでは
ございますが初秋の気配が感じられるようになってまいりました。9月は防災の日及び防災週
間です。台風シーズンでもあり、災害に対する備えに万全を期してまいる所存でございます。

それでは、本日提案させていただきます案件でございますが、人事案件が2件、条例の一部改正、令和3年度補正予算案件などの議案が3件、町道路線の認定案件が1件、一部事務組合に関する議案が1件、令和2年度決算の認定案件が8件、報告案件が2件の、合計17件でございます。

議員の皆様にご審議いただく前に、順を追って案件の概略を申し述べます。

まず議案第1号は、安堵町教育委員会委員の任命についてでございます。同委員である霊秀覚氏の任期が令和3年9月30日をもって任期満了となります。引き続き教育委員として、同氏を任命することについて議会の同意を求めるものでございます。

議案第2号は、安堵町人権擁護委員 富井忠雄氏が令和3年12月31日をもって任期満了となります。引き続き人権擁護委員として、同氏を推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。

次に議案第3号は、安堵町手数料条例の一部を改正する条例でございます。これはマイナンバー法が改正されたことに伴い一部の規定が不要となることから、一部を改正するところでございます。

次に議案第4号は、令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）についてでございます。引き続き新型コロナウイルス感染症対策及びワクチン接種促進に伴う経費、指定避難所等の電源確保、令和2年度決算並びに普通交付税、臨時財政対策債及び地方特例交付金の算定確定に伴う財源更正と所要の補正を行うものでございます。

次に議案第5号は、令和3年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）については、令和2年度介護給付費負担金、国庫・県費でございますが、の実績精算で、超過交付となった交付金と、不足分の交付金とを処理するために所要の補正予算を行うものでございます。

次に議案第6号は、町道路線の認定でございますが、県道大和郡山広陵線の整備事業の一環として岡崎川堤防道路を町道路線に追加認定するものでございます。

次に議案第7号は、山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について。地方自治法第286条の規定による協議の上、同法290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に認定第1号は、令和2年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定でございます。歳入総額44億1,102万437円、歳出総額42億5,482万3,743円でございます。差引額1億5,619万6,694円でございます。この内966万5,000円は翌年度への繰越額でございます。

次に認定第2号は、令和2年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入総額8億9,549万4,504円、歳出総額9億412万8,360円、差引

額マイナスの863万3,856円となりますが、結果的に経年変化により大幅に累積赤字がございましたが、大幅に累積赤字を改善してきたものでございます。

認定第3号は、令和2年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入歳出共に総額2,619万6,259円の同額で、差引き0円でございます。

次に認定第4号は、令和2年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入歳出共に総額2億8,433万8,162円の同額で、差引0円でございます。

次に認定第5号、令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入総額7億4,924万9,362円、歳出総額7億956万9,336円でございます。差引額は3,968万26円となっております。

次に認定第6号、令和2年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額1億685万9,033円、歳出総額は1億678万8,433円、差引額7万600円となりました。

認定第7号は、令和2年度安堵町水道事業会計決算の認定についてでございます。水道事業収益1億8,239万8,152円、水道事業費用1億6,598万8,760円です。差引額1,640万9,392円となりました。資本的収入及び支出につきましては、資本的収入502万8,700円、資本的支出4,573万1,157円でございます。差引額4,070万2,457円の不足となっております。これにつきましては過年度分損益勘定留保資金にて所要の処理を行うものでございます。

次に認定第8号、令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入歳出共に総額46万4,557円の増額でございまして、差引額は0円でございます。

次に報告第1号、令和2年度決算における健全化判断比率報告書につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告をさせていただくものでございます。

次に報告第2号、令和2年度決算における資金不足比率報告書、これにつきましても、この同法律に基づき報告をさせていただくものでございます。

以上、簡単に説明をいたしました。詳細はその都度、担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（福井保夫） 本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、8番 森田瞳

議員、9番 大星成司議員を指名します。

よろしくをお願いします。

議長（福井保夫） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から16日までの15日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から16日までの15日間とすることに決定しました。

議長（福井保夫） 日程第3「諸般の報告」を行います。

はじめに、子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会の報告について。閉会中に特別委員会が開催されました。委員長から経過の報告をいただきます。

子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会委員長（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田委員長。

（松田子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会委員長 登壇）

子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会委員長（松田 勝） 皆さん、おはようございます。1件、報告をさせていただきます。

子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会について（報告）

下記のとおり当特別委員会を開催しましたので、安堵町議会会議規則第71条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1. 案件 魅力ある町立学校の在り方について。

2. 開催日時及び場所 令和3年8月17日火曜日、午前10時50分から、安堵町議会第2委員会室。

3. 出席者、委員といたしまして私、松田と、山岡副委員長、増井委員、三浦委員、福井委員、浅野委員、森田委員、大星委員です。議会事務局といたしましては、富士事務局長、吉川事務局長補佐であります。

4. 内容 8月17日、第2回目の子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会を開催し、6月9日開催の1回目の委員会において、懸案事項となっていた次の5点について集中的に論議を行いました。1. 小中一環教育を実施している学校の実態調査。2. 平群町、三郷町のように小中一貫教育を考えていない学校の実態調査。3. こども園から中学までの特化したクラブ活動等の推進。4. クラブ活動並びに各種教育の一貫性を確保するための教員及び精通する指導者の招へい。5. 安堵町独自の小中一貫教育のあり方。

まず最初に理事者側から近隣市町村、斑鳩町、三郷町、平群町、田原本町、川西町、三宅町の小中一貫教育についての考え方の説明がありました。続いて生駒北小学校・中学校の訪問報告があり、一つ目として、小中一貫校としてスタートしたが義務教育学校にしなかった理由。二つ目、分離型の小中一貫校の問題点。三番目、中学校部活動の問題点。四つ目、コミュニティスクールを導入することと一貫校との関係。についてそれぞれ説明がなされました。

続いて議会側から、一つ目、ドローンの運転及びプログラミング学習を小中一貫教育として取り入れていくべきだ。二つ目、クラブ活動を活発化させるため近隣市町村と連携を深めた活動展開が必要と思われる。三つ目、コミュニティスクールを先行させて導入すべきだ。四つ目、王寺町が今年、義務教育学校をスタートさせることから2年間程度研修を続け、それを参考にすべきだ。との意見が出されました。

今、申しました4点については次回の委員会にて論議することを決定いたしました。

以上でございます。

議長（福井保夫） 次に、系統議長会関係のこととして、生駒郡と北葛城郡の町村議会議長会共催の議員研修会についてです。

例年、秋に全議員研修会が、町長、副町長、教育長にも参加していただいて、開催されています。しかし、未だ新型コロナウイルスの感染拡大が続いている状況から、今年度も中止することに決定されましたことを報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

議長（福井保夫） 日程第4「行政報告」を行います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） それでは、行政報告をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染状況から入ってまいりたいと思います。本町におきましては9月1日時点で感染者が延べ82例となっております。さらに強い危機感をもって行政運営に努めるとともにワクチン接種を着実に進めているところでもございます。

本町のワクチン接種状況について、県が発表している8月31日現在、65歳以上の高齢者の方の接種率は第1回目が93.1%、第2回目が92.4%となっており、これを全年代で見ると第1回目が63.8%、第2回目が57.1%となっております。加えて町立学校、こども園及び学童保育でワクチン接種を希望する教職員に対しましては本町の集団接種を活用して夏休み中に接種完了いたしております。ワクチンは町内のクリニックでも引き続き個別接種をしていただく予定で、今のところ問題無く接種が進んでいるところでございます。この結果、10月中には接種が終了する、現在のところ見込みとなっております。

次に、安堵町環境美化センターの解体に伴います令和3年8月より、南コースの収集ルートを変更いたしましたことから、ごみ収集時間に変更が生じております。地域の皆様には大変ご迷惑をおかけして申し訳ございません。現在、収集ルートの最も効率の良い方法について検証を行っておりますので確定次第、住民の皆様にお知らせをしたいと考えております。

次に、5月の臨時議会にて補正予算の御承認をいただきました地方創生臨時交付金事業につきまして、1世帯5,000円分の地域振興券とマスクの配布は6月中に完了し、令和3年7月1日から御利用いただいております。

次に、諸行事でございますが、毎年恒例となっておりました9月の敬老のつどい、クリーンアップ大作戦、11月の産業フェスティバル、秋に延期されました町民体育祭につきましては、昨年に引き続き中止を決定しているところでございます。

加えて、台風シーズンを迎え避難所のコロナ感染症対策につきましては、マスク、消毒用アルコール、非接触体温計、段ボールベッドや間仕切りの配備とともに、自宅待機の陽性者や感染が疑わしい者への対処につきましても、ガイドラインの作成作業に、現在努力をしているところでございます。以上でございます。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。辰己教育長。

（辰己教育長 登壇）

教育長（辰己秀雄） 失礼します。おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

教育長（辰己秀雄） 教育委員会 辰己でございます。

教育委員会の所管事務の内、新型コロナウイルス感染症に関する事項で、6月の議会で御報告させていただいた以降の新たな事項について報告をさせていただきます。

まず、6月下旬から8月上旬にかけて、町立学校の児童生徒及び教職員に罹患者が報告されましたことについて、大変御心配をおかけしておりました。いずれのケースも学校内活動で感染拡大は確認されず、罹患された方についても現在は体調が回復されていると報告を受けております。また町立学校の教職員等に対して、夏季休業中に町でのワクチン接種の機会を与えていただくことができまして、大半の教職員等が2回目のワクチン接種を済ませた状態で、昨日から2学期の始業を迎えることができました。

さて、2学期の学校行事等への影響でございますが、まず町立学校の修学旅行につきまして、安堵中学校は9月へ、小学校は10月に延期をして実施を予定しておりましたところ、現在の感染状況に鑑み、中学校は二泊三日を一泊二日に短縮をさせていただき、緊急事態宣言発令地域への訪問を避けるよう行程も一部変更させていただきました。小学校は訪問先に現在、緊急事態宣言が発令されており、10月から11月への再延期の方向で現在、検討しております。さらに小学校、中学校共に公共交通機関の利用を避けて全行程を貸し切りバスで移動することとし、更にバス内での密を避けるために1台増便して実施する予定を考えております。今後、奈良県や訪問先の地域に緊急事態宣言が発令されるようなことや、修学旅行参加者に罹患者が判明するなど、急きょ修学旅行の延期又は中止を判断せざるを得ない状況も十分想定しながら現在、準備を進めているところでございます。また運動会、体育大会につきましては、規模や実施時間を縮小するとともに、観覧いただく保護者の方々にも入れ替え制にするなど感染症対策を行った上で実施する予定でございます。

次に、社会教育分野では、毎年11月に開催しておりました町文化祭について、昨年度に引

き続き中止とさせていただき、代替行事として作品展を開催する予定であります。

最後に、教育委員会が所管しております社会教育施設等についてですが、近隣の大阪府、京都府などの緊急事態宣言発令地域及びまん延防止等重点措置発令地域の在住の方々については、施設利用を制限させていただいております。感染拡大地域との人の往来を極力少なくするための措置でございますので、何卒御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、教育委員会関係の報告とさせていただきます。

議長（福井保夫） これで行政報告は終わりました。

議長（福井保夫） 日程第5 議案第1号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田総務課長。

（吉田総務課長 登壇）

総務課長（吉田裕一） おはようございます。総務課の吉田裕一でございます。よろしくお願いたします。それでは御説明させていただきます。

議案第1号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

本件は、安堵町教育委員会委員4名の内、霊秀覚委員が、令和3年9月30日をもって4年の任期を迎えられます。霊委員におかれましては、人格が高潔で、学校教育においてその豊かな経験により幅広く精通され、社会教育の推進につきましても意欲を持っておられることから、引き続き同委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては令和3年10月1日から令和7年9月30日までの4年間でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第1号 安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和3年9月2日提出、安堵町長 西本安博。

記。

住所 奈良県生駒郡安堵町大字窪田336番地

氏名 みたま ひでさと 霊 秀覚 昭和26年10月18日生（69歳）

以上、御同意賜りますようお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、これより議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第1号は原案のとおり同意されました。

議長（福井保夫） 日程第6 議案第2号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田総務課長。

(吉田総務課長 登壇)

総務課長(吉田裕一) 総務課の吉田裕一でございます。よろしくお願いいたします。それでは御説明させていただきます。

議案第2号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

本件は、安堵町人権擁護委員3名の内、富井忠雄委員が、令和3年12月31日をもちまして3年の任期を迎えられます。富井委員におかれましては、人権擁護について深く理解し、奈良県人権擁護委員協議会では、高齢者、障害者等委員会に所属されております。また安堵町と斑鳩町で組織する第5部会においても積極的に活動していただいておりますことから、引き続き、同委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして議会の意見を願います。

なお、現任期につきましては本年12月31日でございますが、法務省の委嘱手続きに相応の日数を要することからこの9月議会に上程させていただきました。次期任期につきましては令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第2号 安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和3年9月2日提出、安堵町長 西本安博。

記。

住所 奈良県生駒郡安堵町大字笠目706番地

氏名 とみい 富井 ただお 忠雄 昭和22年10月16日生(73歳)

以上、御審議の程よろしくお願いいたします。

議長(福井保夫) これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

人権擁護委員の推薦について適任とすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

人権擁護委員の推薦は適任と決定しました。

議長（福井保夫） 日程第7 議案第3号「安堵町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田総務課長。

(吉田総務課長 登壇)

総務課長（吉田裕一） 総務課の吉田裕一でございます。よろしくお願いいたします。それでは議案第3号につきまして御説明させていただきます。

議案第3号「安堵町手数料条例の一部を改正する条例について」

本件につきましては令和3年5月19日に公布されました、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条の規定によりまして、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が改正されました。地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行する主体として明確化されるとともに、発行に係る手数料の徴収事務につきましては、同機構から市町村長に委託することができる旨の規定が新設されました。これに伴いまして、当該条例における個人番号カード発行手数料の規定が不要となることから一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、個人番号カードの再交付手数料相当経費につきまして現在は、再交付がやむを得ないと認められる場合を除きまして、国庫補助の対象でないことから、町が再交付手数料を徴収する主体となり、当該条例に規定することで徴収いたしております。

このマイナンバー法の改正が施行された日以降は、同機構との委託契約を根拠に徴収することになります。当該条例におきまして再交付手数料の徴収根拠を定めておく必要がなくなることから、個人番号カードに関する再交付手数料の箇所を削除いたします。

なお、施行期日につきましては公布の日からとさせていただきます。

それでは改正部分につきまして新旧対照表で御説明させていただきます。新旧対照表の3ページ目を御覧ください。

各手数料の内容と金額を定めております別表につきまして、個人番号カードに関する再交付手数料を定めた部分を削除いたしております。

以上でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第3号 安堵町手数料条例の一部を改正する条例について

安堵町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年9月2日提出、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先程の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

どうぞ御審議、御可決の程よろしく願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第8 議案第4号「令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長兼総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井総務部長兼総合政策課長。

（富井総務部長兼総合政策課長 登壇）

総務部長兼総合政策課長（富井文枝） おはようございます。総務部総合政策課 富井でございます。

どうぞよろしく願いいたします。それでは議案第4号「令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について」、御説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ6,488万1,000円を追加し、歳入歳出総額を37億6,440万7,000円といたします。

補正理由につきましては、一つ目といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次内示を受けての事業費については、先の臨時会で御可決いただき進めているところでございますが、この度、県町村会の「自治体デジタルトランスフォーメーション推進支援金」と合わせて残内示分を活用しての、新型コロナウイルスの感染症対応事業実施に向け所要の経費を増額補正するものでございます。

二つ目といたしましては、介護保険特別会計への繰出金の増額補正でございます。

三つ目といたしましては、引き続きの64歳以下の新型コロナウイルスワクチン接種促進に伴う経費の増額補正でございます。

四つ目といたしましては、指定避難所等の電源確保のため、発電機整備に係る経費を増額補正するものでございます。

五つ目といたしましては、令和2年度消防賞じゅつ金基金を廃止いたしました。その当該基金を財政調整基金に積み立てを行うための、積立金の増額補正でございます。

最後に、歳入についてでございますが、令和2年度決算確定に伴う繰越金の増額補正、普通交付税、臨時財政対策債及び地方特例交付金の算定確定による歳入の財源更正と、臨時財政対策債発行可能額の確定に合わせて限度額変更に伴う地方債補正でございます。

それでは、詳細を補正予算書により御説明をさせていただきます。14ページ、15ページを御覧ください。歳出についてでございます。

2款 総務費におきまして、総務管理費で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費におきまして、需要費では、消耗品費として22万円、委託費では、印鑑押印見直し委託及び被災者支援システムの導入経費、計627万円の増額補正でございます。

工事費では、福祉保健センターのトイレ洋式化、旧式トイレである歴史民俗資料館のトイレ洋式化の工事費212万円の増額補正でございます。

3款 民生費、1項 社会福祉費におきまして、介護保険特別会計への繰出金、合わせて130万1,000円の増額補正でございます。

4款 衛生費、1項 保健衛生費におきまして、引き続きの64歳以下の新型コロナウイルスワクチン接種に係る報酬費として720万円、消耗品費として80万円、委託料として894万1,000円、合わせまして1,694万1,000円の増額補正でございます。

次に、8款 消防費、1項 消防費におきまして、発電機整備に係る経費159万8,000円の増額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

12款 諸支出金、1項 基金費におきまして、積立金として3,643万1,000円の増額補正でございます。

次に、8ページ、9ページへお戻りください。

歳入についてでございます。

9款 地方特例交付金におきまして、減収補填特例交付金で105万1,000円の増額補正。

10款 地方交付税におきまして、普通交付税で1億1,475万7,000円の増額補正。

14款 国庫支出金におきまして、国庫負担金で、低所得者軽減負担金として42万7,000円、国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で352万9,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金で1,694万1,000円の増額補正でございます。

次のページでございます。

15款 県支出金におきまして、県負担金で、低所得者軽減負担金として21万4,000円、県補助金では、EV・LPガス発電を活用した避難所への電力供給事業補助金として79万8,000円の増額補正でございます。

18款 繰入金、1項 基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金で、マイナスの1億7,285万2,000円の減額補正でございます。

19款 繰越金、1項 繰越金で1億3,582万2,000円の増額補正。

20款 諸収入、3項 雑入におきまして、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進支援金で230万円の増額補正でございます。

最後に、21款 町債で、臨時財政対策債では、マイナスの3,810万6,000円の減額補正でございます。

従いまして、補正予算書の4ページへお戻りください。第2表 地方債補正でございます。

臨時財政対策債の限度額を1億4,500万円から補正後1億689万4,000円に変更いたします。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第4号 令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）を別紙のとおり提出する。

令和3年9月2日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第4号 令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）

令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,488万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億6,440万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月2日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部

9款 地方特例交付金、補正前の額457万7,000円、補正額105万1,000円、計562万8,000円。

10款 地方交付税、補正前の額13億8,480万円、補正額1億1,475万7,000円、計14億9,955万7,000円。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、補正前の額1億7,084万7,000円、補正額

42万7,000円、計1億7,127万4,000円、2項 国庫補助金 補正前の額1億7,174万3,000円、補正額2,047万円、計1億9,221万3,000円。

15款 県支出金、1項 県負担金、補正前の額1億1,417万1,000円、補正額21万4,000円、計1億1,438万5,000円、2項 県補助金、補正前の額4,978万1,000円、補正額79万8,000円、計5,057万9,000円。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、補正前の額2億8,701万6,000円、補正額マイナスの1億7,285万2,000円、計1億1,416万4,000円。

19款 繰越金、1項 繰越金、補正前の額1,070万9,000円、補正額1億3,582万2,000円、計1億4,653万1,000円。

20款 諸収入、3項 雑入、補正前の額8,140万7,000円、補正額230万円、計8,370万7,000円。

21款 町債、1項 町債、補正前の額4億4,950万円、補正額マイナス3,810万6,000円、計4億1,139万4,000円。

歳入合計

補正前の額36億9,952万6,000円、補正額6,488万1,000円、計37億6,440万7,000円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部

2款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額4億5,563万9,000円、補正額861万円、計4億6,424万9,000円。

3款 民生費、1項 社会福祉費、補正前の額6億8,102万9,000円、補正額130万1,000円、計6億8,233万円。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、補正前の額1億6,395万円、補正額1,694万1,000円、計1億8,089万1,000円。

8款 消防費、1項 消防費、補正前の額1億3,173万5,000円、補正額159万8,000円、計1億3,333万3,000円。

12款 諸支出金、1項 基金費、補正前の額713万9,000円、補正額3,643万1,000円、計4,357万円。

歳出合計

補正前の額36億9,952万6,000円、補正額6,488万1,000円、計37億6,440万7,000円。

次のページ以降の地方債補正及び事項別明細書につきましては、先程の説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決の程、どうぞよろしく願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

只今、議題となっております議案第4号は、総務産業建設常任委員会に付託したいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって議案第4号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長（福井保夫） 日程第9 議案第5号「令和3年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（井上育久） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。井上健康福祉課長。

（井上健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（井上育久） おはようございます。健康福祉課 井上でございます。よろしくお願いいたします。議案第5号「令和3年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補

正第1号)について」、それでは説明させていただきます。

本補正につきましては、一つ目として、令和2年度に概算交付を受けておりました介護給付費負担金、地域支援事業交付金及び低所得者軽減負担金について、実績に基づいて精算したところ751万6,000円の超過交付が生じ、令和3年度で返還するための増額補正と、令和2年度の実績精算で追加交付を受けましたので、歳入の財源更正を行うための補正でございます。

二つ目として、決算の結果、余剰金が発生いたしましたので3,401万7,000円を介護給付費準備基金として積み立てを行うための補正でございます。

三つ目といたしまして、介護保険制度において介護報酬改正に伴うシステム改修が必要となったための補正でございます。

それでは、詳細につきまして補正予算書により説明させていただきます。補正予算書9ページをお願いいたします。

歳出の部

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費で132万円の増額補正です。

4款 基金積立金、1項 基金積立金、1目 介護給付費準備基金積立金で3,401万7,000円の増額補正です。

6款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、3目 償還金で751万6,000円の増額補正です。

この財源といたしまして、戻っていただいて7ページの方をお願いいたします。

歳入の部

3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 介護給付費負担金で121万2,000円の増額補正です。3款 国庫支出金、2項 国庫補助金、4目 介護保険事業補助金で66万円の増額補正です。

7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、3目 その他繰入金で66万円の増額補正。4目 低所得者保険料軽減繰入金で64万1,000円の増額補正です。

8款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金で3,968万円の増額補正でございます。

以上でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第5号 令和3年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和3年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

令和3年9月2日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第5号 令和3年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）

令和3年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出補正の総額に、歳入歳出それぞれ4,285万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,669万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月2日提出、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部

3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、補正前の額は1億3,150万7,000円、補正額121万2,000円、計1億3,271万9,000円。

同款、2項 国庫補助金、補正前の額は3,545万3,000円、補正額66万円、計3,611万3,000円。

7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、補正前の額は1億1,921万8,000円、補正額130万1,000円、計1億2,051万9,000円。

8款 繰越金、1項 繰越金、補正前の額は1,000円、補正額3,968万円、計3,968万1,000円。

歳入合計

補正前の額は7億7,383万7,000円、補正額4,285万3,000円、計8億1,669万円。

次のページをお願いいたします。

歳出の部

1款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額は55万9,000円、補正額132万円、計187万9,000円。

4款 基金積立金、1項 基金積立金、補正前の額は1万1,000円、補正額3,401万7,000円、計3,402万8,000円。

6款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、補正前の額は83万円、補正額751万6,000円、計834万6,000円。

歳出合計

補正前の額は7億7,383万7,000円、補正額4,285万3,000円、計8億1,66

9万円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先程の説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

以上でございます。御審議、御可決の程、よろしく願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第10 議案第6号「町道路線の認定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長（池田佳永） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。池田建設課長。

（池田建設課長 登壇）

建設課長（池田佳永） おはようございます。建設課の池田です。よろしくお願いいたします。それでは、議案第6号「町道路線の認定について」を説明させていただきます。

本件につきましては、県道大和郡山広陵線の整備事業の一環として、周辺道路の混雑防止のために、岡崎川堤防道路岡崎バイパスにおける、県による工事が完了いたしました。つきましては安堵町道として維持管理を行うことが適切であるため路線を認定するものでございます。

一部、郡山市区域も区域外認定となるため、大和郡山市よりの認定もいただいておりますので、町道岡崎30号線として認定するものであります。

路線番号は360番、路線名は岡崎30号線、起点は大和郡山市椎木町750-1、終点は大和郡山市椎木町723-4、幅員につきましては最小6メートルから、最大9.6メートルでございます。また延長につきましては617メートルとなります。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第6号 町道路線の認定について

町道路線を別紙のとおり認定することについて道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月2日提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降につきましては、先程の説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

御審議、御可決の程、よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第11 議案第7号「山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。増田住民課長。

（増田住民課長 登壇）

住民課長（増田篤人） おはようございます。住民課の増田でございます。よろしくお願いいたします。議案第7号「山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について」、それでは説明させていただきます。

本改正につきましては、山辺・県北西部広域環境衛生組合の組合議員の任期を改めるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

山辺・県北西部広域環境衛生組合の管理者及び副管理者の任期につきましては、組合規約第10条に「関係市町村の長の任期によるものとする」と規定されていることから、組合議員の任期につきましても、これに合わせるために改正を行うものでございます。

組合議員の任期の継続性を重視し、1年ごとの任期による負担を軽減することを目的としています。

それでは詳細につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。議案書3ページ目、

新旧対照表をお願いいたします。

第6条中、組合議員の任期について「1年とする」を「関係市町村の議会の任期による」に改めまして、ただし書を削除いたします。

なお、この規約は奈良県知事の許可のあった日から施行いたします。

以上でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第7号 山辺・県北西部広域環境衛生組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき山辺・県北西部広域環境衛生組合格約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和3年9月2日提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので、割愛させていただきます。

御審議の上、御可決いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 只今、11時5分です。

11時25分まで、休憩いたします。

休 憩（午前11時05分）

再 開（午前11時25分）

議長（福井保夫） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

辰己教育長より行政報告の追加があるということで、お願いします。

教育長（辰己秀雄） 失礼します。教育委員会 辰己でございます。先程、教育委員会主管関係の行政報告をさせていただきましたが、1点少し失念しておりましたところがございますので、加えて御報告をさせていただきます。社会体育教育関係の報告についてでございます。

安堵町のスポーツ協会の秋季大会が9月5日、日曜日に3種目、そして10月4日、月曜日に3種目、そして10月8日、金曜日に1種目、開会式と競技の予定をしておりましたが、関係等の会議の上、中止になりましたので加えて報告させていただきます。ちょっと1点、失念しておりました。よろしく願いいたします。

議長（福井保夫） 日程第12 認定第1号「令和2年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第18 認定第7号「令和2年度安堵町水道事業会計決算の認定について」までの7議案を一括議題とします。

只今、議題としました7議案について提案理由の概要説明を求めます。

総務部長兼総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井総合政策課長。

（富井総務部長兼総合政策課長 登壇）

総務部長兼総合政策課長（富井文枝） 総務部総合政策課 富井でございます。どうぞよろしくお願
いいたします。それでは認定第1号から第7号、令和2年度安堵町一般会計並びに各特別会計
歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定につきまして、一括して御説明をさせていただきます
す。

はじめに、世界経済は令和2年度、新型コロナウイルスのパンデミックの未曾有の危機に直
面し、日本においても依然として厳しい状況にあるものの、感染対策と経済活動の両立を支え
るべく臨時・特別の措置を講ずるなど各種対応策の実施及び改革が進められました。

本町においても、新型コロナウイルス感染症対応を最優先事業とし、住民の生活・生命・健
康を守り、更に地域の活性化を図るとし補正予算により対応する等、令和2年度予算の方針に
沿って執行し、本年5月末日の出納閉鎖の後、決算処理を行い、7月16日から26日の3日
間の監査委員による決算審査を得まして、本9月議会定例会において認定をお願いすべく上程
するものでございます。

それでは、認定第1号から第7号までの議案書を朗読をいたします。

認定第1号～第6号 令和2年度安堵町歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和2年度安堵
町歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会に提出し、認定を求める。

1 令和2年度安堵町歳入歳出決算の認定について

認定第1号 一般会計歳入歳出決算

認定第2号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第3号 住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

認定第4号 下水道事業特別会計歳入歳出決算

認定第5号 介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算

認定第6号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

2 令和2年度安堵町各種会計別決算総括表、款別決算額比較表、決算書、実質収支に関する
調書、決算事項別明細書、財産に関する調書

3 監査委員審査意見書

4 主要な施策の成果の説明書

令和3年9月2日提出、安堵町長 西本安博。

それでは決算書2ページ、お願いいたします。

令和2年度会計別決算総括表の一般会計。予算額は45億3,732万2,120円に対しまして、歳入総額は44億1,102万437円。歳出総額は42億5,482万3,743円、歳入歳出差引額は1億5,619万6,694円となりました。

なお、翌年度へ繰越すべき財源の繰越明許費繰越額966万5,000円を控除しました実質収支額は1億4,653万1,694円となり、翌年度へ繰越しをいたしました。

歳入については、前年度に比べ10億7,295万7,713円の増額、歳出につきましては、前年度に比べ10億4,661万8,650円の増額となりました。

次に、各特別会計決算でございますが、国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、予算額9億6,628万9,000円に対しまして歳入総額は8億9,549万4,504円、歳出総額は9億412万8,360円となり歳入歳出差引額は、マイナスの863万3,856円となりました。不足額は翌年度繰上充用金をもって補填しております。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算につきまして、予算額2,620万9,000円に対しまして、歳入総額は2,619万6,259円、歳出総額は2,619万6,259円となり、歳入歳出差引額は0円となりました。令和2年度一般会計にて清算し3月末をもって廃止となりました。

次に、下水道事業特別会計歳入歳出決算について、予算額は3億246万1,000円に対しまして、歳入総額は2億8,433万8,162円、歳出総額は2億8,433万8,162円となり、歳入歳出差引額は0円となりました。

次に、介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算について、予算額は8億6,411万5,000円に対しまして、歳入総額は7億4,924万9,362円、歳出総額は7億956万9,336円となり、歳入歳出差引額は3,968万26円となり、翌年度へ繰越しをいたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、予算額は1億1,007万3,000円に対しまして、歳入総額は1億685万9,033円、歳出総額は1億678万8,433円となり、歳入歳出差引額は7万600円となり、翌年度へ繰越ししました。

総合計につきましては、予算額68億646万9,120円に対しまして、歳入総額は64億7,315万7,757円、歳出総額は62億8,584万4,293円、歳入歳出差引残高総合計は1億8,731万3,464円となり、繰越明許費繰越額966万5,000円、翌年度繰越額は1億7,764万8,464円となりました。

会計別決算総括表は以上でございます。

次に、認定第7号「令和2年度安堵町水道事業会計決算の認定について」、御説明させていただきます。

令和2年度水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法に基づき、議会に認定

を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

認定第7号 令和2年度安堵町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、令和2年度安堵町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会に提出し、認定を求める。

令和3年9月2日提出、安堵町長 西本安博。

次に、決算書の1ページをお開きください。令和2年度安堵町水道事業決算報告書でございます。

収益的収入及び支出については、収入では水道事業収益決算額1億8,239万8,152円、支出では水道事業費用決算額1億6,598万8,760円となりました。

2ページ目をお願いいたします。資本的収入及び支出については、収入では資本的収入決算額502万8,700円、支出では資本的支出決算額4,573万1,157円となりました。

資本的収入額が、資本的支出額に不足する額4,070万2,457円は、過年度分損益勘定留保資金3,686万58円及び当年度分の消費税並びに地方消費税資本的収支調整額384万2,399円で補填いたしました。

以上、令和2年度安堵町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の状況でございます。

御審議の上、認定賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

議長（福井保夫） 続きまして、決算審査意見を報告してください。

議会選出監査委員（山岡 敏） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。山岡委員。

（山岡議会選出監査委員 登壇）

議会選出監査委員（山岡 敏） それでは、監査委員による決算審査の結果について報告します。

これは、代表監査委員との合議によるものであることを最初に申し上げておきます。

はじめに、安堵町一般会計及び特別会計決算審査の結果について。

第1 審査の対象、令和2年度の一般会計歳入歳出決算、国民健康保険特別会計歳入歳出決算、住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、下水道事業特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。

第2 審査の日時は、令和3年7月16日、19日及び26日です。

第3 審査の実施者、監査委員 徳久亮太郎、監査委員 山岡敏。

第4 審査の方法、審査に付された各決算書及び決算付属書類が、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係帳簿その他証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の審査手続を実施した。会計管理者が所管している諸帳簿及び決算に関する証拠書類等と照合し、また、関係職員から説明を聴取するとともに、定期監査及び例月現金出納検査の結果を踏まえて審査を実施をしました。

なお、有価証券等の確認は令和3年7月16日に行いました。

第5 審査の結果、審査に付された一般会計及び各特別会計の、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の各計数は、関係法令に準拠して作成され、誤りのないものと認められた。

また、各基金の運用状況についても、計数に誤りなく適正に運用されているものと認めました。

決算の結果、概要及び基金については、決算審査特別書2ページ以降のとおりでございます。

それでは審査の結果の意見を申し述べます。

審査意見。令和2年度の決算は一般会計については歳入合計で44億1,102万437円、歳出合計42億5,482万3,743円、差引額1億5,619万6,694円、翌年度繰越財源966万5,000円を減じた実質収入額は1億4,653万1,694円の黒字となっております。

歳入の内、自主財源は11億1,085万7,160円、自主財源比率は25.19%となっており、相当程度低率となっている。歳入総額に占める自主財源割合が、自治体の行政活動の自主性、安定性を図る尺度とされているが、現行の地方財政制度では、地方交付税や国庫支出金が自主財源の補完的要素を有していること、大きな投資、起債を含む、などの要因により見かけ上の比率が大きく変動することがあるため、この比率が低いことが必ずしも財政運営の安定性を損ねているとは限らない。

しかし、今後の町行政活動の自主性、安定性を得るために自主財源の増分を図るための策定が必要と思われる。同時に、歳出においても、最小の経費で最大の効果を上げるように検討していかなければならない。

また、国民健康保険特別会計を除く特別会計についても実質収支額は黒字となっており、本町の財政は収支において健全状態にあると言える。ただし、多額の不用額が出ている現状もあり、今後の予算編成及び執行において留意しておくべきものと思われる。

今後の財政運営について。

歳入について。公有財産の有効活用、遊休地の処分等により、自主財源の拡大策を検討する必要がある。

今後、課税額自体の減少が見込まれる中、自主財源の確保や負担の公平性の上からも徴収率の更なる向上に、また地方税法第15条の7第4項及び第5項並びに第18条による不納欠損処分については、慎重な取り扱いを望むものである。

歳出について。各種団体に対する補助金について。

各種団体に対する補助金は例年、前年度と同額を支給している状態が続いており、事業の目的を精査の上、必要に応じた金額を交付することが必要である。各種団体に対する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和46年安堵村規則第5号）の規定に則って交付しなければならず、根拠が不明確なものがあるとはならない。

以上。

続いて、次に令和2年度安堵町水道事業会計決算審査の結果について。

第1 審査の対象、令和2年度水道事業会計決算。

第2 審査の期日、令和3年7月19日。

第3 審査の実施者、監査委員 徳久亮太郎、監査委員 山岡敏。

第4 審査の方法、審査に付された決算書類が関係法令に準拠して作成され、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳簿その他の会計帳票及び関係書類との帳簿突合、証憑(しょうひょう)突合、決算突合等の通常実施すべき審査手続き及び必要と認めたその他の審査手続きを実施した。

また、関係職員から説明を聴取するとともに、定期監査及び例月現金出納検査の結果を踏まえて審査手続きを実施した。

なお、審査に当たっては、水道事業が地方公営企業法第3条の規定に従い、合理性と能率性の発揮と公共の福祉を増進するよう運営されたかどうかを検討するための分析等も行った。

第5 審査の結果、審査に付された令和2年度安堵町水道事業会計決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、当事業年度の経営成績及び当事業年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

決算の概要は、決算意見書2ページ以降のとおりです。

それでは、審査結果の意見申し述べます。

審査意見。令和2年度決算において、営業収益が1億4,780万5,478円で、対前年度528万2,641円増加し、内、給水収益は1億3,338万4,123円で、対前年度228万6,082円減少した。

また、営業費用は1億5,486万2,602円で、対前年度643万8,747円増加した。これに営業外収益2,051万7,540円を加算し、営業外費用の90万6,020円を減算

した結果、当年度純利益は1,255万4,396円となった。前年度繰越利益剰余金7億6,047万3,160円を加味すると、令和2年度の利益剰余金は7億1,859万7,556円となった。

令和2年度の決算に関し、水道事業収益は1億6,832万3,018円で前年度に比べ427万6,109円の増であることから遜色ない結果となっている。資本的収支についても、予算内で計画的に執行できている。今後も収支について精査しつつ、水道事業運営を適切に進められたい。

以上でございます。

議長（福井保夫） これより、総括質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 総括質疑なしと認めます。

お諮りします。

認定第1号につきましては、議長と監査委員である山岡議員を除く6人の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は、議長と監査委員の山岡議員を除く6人の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

次に、認定第2号から認定第7号までの6議案について、議長と監査委員である山岡議員を除く6名の委員で構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第7号までの6議案については、議長と監査委員である山岡議員を除く6名の委員で構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

只今、設置されました各決算審査特別委員会の正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩いたします。

休 憩 (午前11時59分)

再 開 (午後 0時02分)

議長 (福井保夫) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先程の決算審査意見の中で重複した部分、ちょっと数字の部分も誤りがありましたので、議事録で調整させていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

先程、設置された決算審査特別委員会の正副委員長を申し上げます。

一般会計決算審査特別委員会 委員長 浅野議員、副委員長 森田議員。

特別会計等決算審査特別委員会 委員長 大星議員、副委員長 松田議員。

以上で、よろしく申し上げます。

議長 (福井保夫) 日程第19 認定第8号「令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長 (富井文枝) はい、議長。

議長 (福井保夫) はい。富井総合政策課長。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課 富井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、認定第8号「令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算の認定について」、御説明をさせていただきます。

王寺周辺広域市町村圏協議会の廃止に伴い、令和3年3月31日をもって打ち切られた令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算について、地方自治法施行令第5条第3項の規定に準じ、協議会の構成各町において決算認定を受けるものでございます。

令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算書1ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。お開きください。歳入総額が46万4,557円、歳出合計額が46万4,557円となり、歳入歳出差引額は0円となりました。

それでは、議案書を朗読いたします。

認定第8号 令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算の認定について

王寺周辺広域市町村圏協議会の廃止に伴い、令和3年3月31日をもって打ち切られた令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算について、地方自治法施行令第5条第3項の規定に準じ、別紙監査委員の意見書をつけて議会に提出し、認定を求める。

令和3年9月2日提出、安堵町長 西本安博。

以上でございます。御審議、御認定の程よろしくお願いたします。

議長（福井保夫） 続きまして、決算審査意見について報告してください。

議会選出監査委員（山岡 敏） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。山岡委員。

(山岡議会選出監査委員 登壇)

議会選出監査委員（山岡 敏） それでは報告します。

令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算審査の結果について報告します。

この決算審査は、王寺周辺広域市町村圏協議会（以下「協議会」という。）の解散に伴い、令和3年3月31日をもって打ち切られた令和2年度協議会決算について、地方自治法施行令第5条第3項の規定に基づき協議会構成町（平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、王寺町、河合町、上牧町）の各監査委員が行ったものです。

第1 審査の対象、(1) 令和2年度協議会会計歳入歳出決算書、(2) 歳入歳出決算事項別明細書、(3) 実質収支に関する調書。

第2 審査の実施日時、令和3年7月26日。

第3 審査の場所、安堵町役場内。

第4 審査の方法、町長から送付された令和2年度協議会会計歳入歳出決算書、付属書類及び証書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の審査手続を実施した。

第5 審査の結果、審査に付された協議会会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書等付属書類は、いずれも計数的に正確であると認められた。

第6 総括意見、本年度の決算は、協議会が解散になったことに伴う令和3年3月31日での打ち切り決算であるため、決算審査にあたっては決算書及び付属書類の検証を中心に審査を実施したものである。

収支剰余金の精算、奈良県知事への届出や構成団体間の協議も済まされており、協議会廃止に伴う諸手続については問題なく完了していると認められた。

以上です。

議長(福井保夫) これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 討論なしと認めます。

これより認定第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

認定第8号は原案のとおり認定されました。

議長（福井保夫） 日程第20 報告第1号「令和2年度決算に係る健全化判断比率報告書について」及び日程第21 報告第2号「令和2年度決算に係る資金不足比率報告書について」を一括議題とします。

一括して説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課 富井でございます。それでは、報告第1号「令和2年度決算に係る健全化判断比率報告書」について、御説明をさせていただきます。

本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、御報告するものでございます。

財政の健全化判断比率につきましては四つの指標で示され、一つ目の実質赤字比率及び二つ目の連結実質赤字比率については、いずれも黒字であり、比率としては算定をしておりません。三つ目の実質公債費比率については、経常的収入の内の実質的な公債費に充てられた割合を示すもので、令和2年度は昨年よりも0.1%改善し、6.1%でございます。四つ目の将来負担比率については、現在抱えている実質的な負債に対する、今後見込まれる収入の割合を示すもので、令和2年度の将来負担比率はマイナスの9.9%改善をし、24.0%となりました。

令和2年度健全化判断比率の4指標は、表の括弧内の早期健全化基準を全て下回っている財政状況であることを御報告申し上げます。

続きまして報告第2号「令和2年度決算に係る資金不足比率報告書について」、御説明をさせていただきます。

本報告につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、御報告するものでございます。

資金不足比率報告書は、水道事業会計及び下水道事業特別会計の二つの会計の資金不足の比率を算定するものです。いずれも赤字ではないため、共に比率としては算定をしておりません。

なお、本年7月26日に監査委員の審査に付し、意見書をいただいております。

以上、御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫）　続きまして、審査の結果について報告を求めます。

議会選出監査委員（山岡　敏）　はい、議長。

議長（福井保夫）　はい。山岡委員。

（山岡議会選出監査委員　登壇）

議会選出監査委員（山岡　敏）　それでは、監査委員2名を代表いたしまして、令和2年度決算に係る財政健全化判断比率の審査結果及び資金不足比率の審査結果について、一括して報告します。代表監査委員との合議によるものです。

はじめに、財政健全化判断比率ですが、

第1　審査の対象、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき算定された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類。

第2　審査の期日、令和3年7月26日。

第3　審査の実施者、安堵町監査委員　徳久亮太郎、同　山岡敏。

第4　審査の方法、審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを主眼において実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、健全化判断比率を算定するための算定様式の記載事項について、関係部局が作成した算定根拠資料、関係証書類等との照合、確認を行った。

さらに、算定手順等の妥当性を確認するために、関係職員から説明及び聴取を実施した。

第5　審査の結果、審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正であると認められた。

各比率は、意見書2ページ以降に掲載しているとおりであります。

それでは、審査結果意見を申し述べます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字比率には該当しない。実質公債比率及び将来負

担比率については健全と言える。

よって、特に是正改善を要する、指摘すべき事項は無い。

次に、資金不足比率ですが、

第1 審査の対象、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類。

第2 審査の期日、令和3年7月26日。

第3 審査の実施者、安堵町監査委員 徳久亮太郎、同 山岡敏。

第4 審査の方法、審査に付された令和2年度決算に基づく資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを主眼において実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、資金不足比率を算定するための算定様式の記載事項について、関係部局が作成した算定根拠資料、関係証書類等との照合、確認を行った。

さらに、算定手順等の妥当性を確認するために、関係職員からの説明及び聴取を実施した。

第5 審査の結果、審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正であると認められた。

比率は、意見書2ページに掲載しているとおりであります。

それでは、審査結果意見を申し述べます。

令和2年度の水道事業会計、下水道事業特別会計共に、資金不足は生じていないため、資金不足比率には該当しない。

よって、特に是正改善を要する、指摘すべき事項は無かった。

以上です。

議長（福井保夫） これより、一括質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号及び報告第2号を終結します。

議長（福井保夫） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月3日、午前10時開会です。一般質問を予定しております。

本日は、これで散会します。

以上です。

散 会

午後 0時21分
